

令和2年度(2020年度)業務実績評価について

資料(1)①

1. 事務局の参考コメントに対する修正・削除等

番号と評価事項 (※計50項目 番号は中期計画及び年度計画の番号)		R2年度(2020年度)評価							御意見	事務局回答(案)	
		大学 自己 評価	6つの視点の評価(案)								
			顕著	独自	新規	着実	注目	課題			該当 なし
3	大学院の入学確保に向けた取組の推進	B							○	【池上委員】 ・「課題」の評価を与えることが適当。志願者確保の取り組みが続けられており、収容定員充足率は上昇しているが、R3年度入学人数は改善していない。	志願者確保の取組みや収容定員充足率の上昇等もあり、事務局案では「課題」から外しましたが、委員ご指摘のとおり入学人数は改善せず、問題の構造自体は変わらないため、評価を「課題」として次回委員会にお諮りします。
5	もやいすとグローバル育成プログラムの推進 社会人特別選抜(国際協力枠)創設後初の合格者誕生	A		○						【猪股委員長】 ・「着実」が加わっても良いのではないかと。	プログラムの着実な推進のため、前年度から継続して具体的に取組まれておりますので、委員長ご指摘のとおり、評価に「着実」を追加して次回委員会にお諮りします。
12	全学、学部、研究科におけるFDの実施	A							○	【池上委員】 ・「着実」の評価を与えることが適当。FDを21回実施し、年度計画を順調に実施しているため。	FD実施回数が、単年度、また中期計画期間中の平均値でも検証指標(年20回以上)を上回っており、委員ご指摘のとおり、評価を「着実」として次回委員会にお諮りします。
13	共通教育センターの設置決定	A		○						【猪股委員長】 ・共通教育の維持推進は各大学で専門教育との狭間で課題となっていることであり、「独自」より、「注目」に値することではないかと。	当初、事務局内でも議論致しましたが、各大学が広く抱える課題に対する今回の県立大の取組みが、県大「独自」の方法によるもの、という捉え方を致しました。なお、評価実施要領上、「注目」は「マスコミ・報道等から注目された取組」ですが、この点のエビデンスがないため、現時点では事務局(案)のままとし、委員会の場でご議論いただきたいと思います。
21	共同研究等の外部研究資金獲得による研究水準の確保	A							○	【木村委員】 ・「各種助成金等の情報を収集し、全教員に情報提供」は「着実」評価で良いのでは。また、他大学であまりなされていなければ「独自」評価も良いと考える。	中期計画期間中の平均値が検証指標を上回っている状況にありますので、委員ご指摘のとおり、評価を「着実」として次回委員会にお諮りします。また、計画番号(41)についても同様と致します。
27	コロナ禍における地域の様々なニーズに応じた学習機会の提供	A							○	【木村委員】 ・大学自己評価「A」について説明頂きたい。 ①H29年度実績:109講座に対し、R2年度9講座。 ②H28年度実績:18件、指標18に対して、実績6件。 両方とも少ないように思える。	大学からの回答は別紙①のとおり

2. その他、業務報告書の内容や評価にかかる質問・疑問等

ヒアリングで確認できなかった点や、第2回評価委員会前に確認しておきたい事項等がございましたら、ご記入ください。（※いただいた御質問等については、法人に確認し、第2回評価委員会時に回答します。）

計画番号	質問・疑問等	質問者	回答(案)	担当
I.1.(8)	「シラバスとDPの関連づけ」の具体的な方法をご教示ください。	池上委員	DP5分野に記載されている事柄の学修による達成度合いを各分野別に3段階で示すこととし、各授業ごとの達成度合いをシラバスに記載したものです。 https://www.pu-kumamoto.ac.jp/kyoumu/PUK_syllabus/DP.htm	大学 教務入試課
IV.1.	内部質保証の方針等はHPに公表されていないようですが、公表の必要はありませんか。	池上委員	内部質保証については、教育の内部質保証に関する方針及び内部質保証推進委員会規程を以下のページに掲載しています。 https://www.pu-kumamoto.ac.jp/about/plan/tenken-hyouka/tenken-hyoka.php	大学 教務入試課
IV.1.	令和4年度(2022年度)の認証評価受審とありますが、対象年度の意味ですか。受審年度ならば令和5年度(2023年度)ではないでしょうか。	池上委員	「自己点検・評価の基本方針」において、「自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、改善に取り組むとともに、必要に応じ次期中期計画に反映させる」と明記し、認証評価と中期計画を連関させることで、改善につなげる仕組みとしています。このため、法定7年以内に受けることとされている認証評価を、中期計画の期間に合わせ、6年で受審することとしているところです。そのため、令和4年度(2022年度)が受審の年となります。	大学 企画調整室
—	ヒアリング時に緒方委員よりご意見があった様に、中期計画策定後に「カーボン・ニュートラル」等、重要な目標にすべき事項が発生した場合の目標追加についての取り決めはどのようになっているのか。もしなければ、「目標の見直し・追加」といったプロセスを設けるべきでは。	木村委員	別紙②のとおり	県政情報 文書課

【回 答】

ご指摘のとおり、授業公開講座と各種公開講座については、指標とする回数に達していません。これは、2020年春先から現在も続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響です。

本項目を「A」とした理由は、こうした困難な状況の中で、ニューノーマルに対応したオンラインによる講座配信という新たな手法に教職員が迅速かつ積極的に関わり、県立大学の情報発信力を高め、社会のニーズに応えたことを高く評価したからです。

こうしたノウハウが蓄積されていくことは、今後の大学運営にとって極めて有意義なことであると考えています。

(補足)

本学においては、講座の撮影、編集、配信の全ての行程を教職員自ら行い、分かり易い講座の配信に努めています。

また、令和2年度の授業公開講座は9講座ですが、1講座あたり5回～15回の授業コマ数があり、受講者の延べ人数では平成29年度の227人に対し、令和2年度が295人と遜色ない数となっております。

木村委員への回答

- 中期目標及び中期計画については、
 - ・法人に一定の目標に従って業務運営を自律的かつ自発的に行わせるためには、短期の目標では、自主性の発揮が期待できないと考えられること
 - ・一方で、長期の目標では、社会その他の変動により大きく目標を変更する必要が出てくるとか、目標に従った適切な業務運営についての評価も困難になることこうした観点に加え、国際的な大学評価のサイクルを参考として、地方独立行政法人法（以下「法」という。）において、目標及び計画の期間は「6年」と定められています。

- 6年の間に社会や時代の状況が大きく変化することは避けられないため、法人では、現在の第3期中期計画の重点事項のひとつに「社会や時代の状況を踏まえた対応」を掲げ、「社会や時代の状況を踏まえ、教育内容・教育方法及び教育研究組織等の検証を行い、効果的な改善・見直しにつなげるほか、業務運営の改善・効率化や防災対策の推進等についても積極的に取り組む」ことを明示しています。

- どのような場合に中期目標及び中期計画を変更するべきかについての法的な根拠や、県と法人との間での取り決め等はありませんが、法人においては、令和3年度の年度計画において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための必要な対策を盛り込むなど、中期目標及び中期計画の変更の有無にかかわらず、新たなテーマにも不断に取り組んでいくこととしております。

- このため、現時点では、直ちに中期目標及び中期計画を変更する考えはありませんが、令和4（2022）年度には、第4期中期目標及び中期計画（令和6年度～令和11年度）策定に向けた具体的な作業がスタートすることから、当課においても、企業や県職員等へのアンケート調査や、パブリックコメント等によって得られた情報はもとより、県政の基本方針である「新しいくまもと創造に向けた基本方針」（令和3（2021）年3月策定）等を踏まえながら作業を進めていくこととしております。

(以 上)